

米国企業透明性法に関する仮差止命令(2024 年 12 月 3 日)の実務上の影響について

北米ニュースレター

2024 年 12 月 13 日号

執筆者:

辰巳 郁

k.tatsumi@nishimura.com

市川 和輝

k.ichikawa@nishimura.com

梅田 賢

m.umeda@nishimura.com

1. はじめに

2023 年 12 月 28 日及び 2024 年 11 月 7 日付けの北米ニュースレター^{1, 2}にてお知らせしたとおり、米国においては、2021 年 1 月 1 日に Corporate Transparency Act (CTA、以下「企業透明性法」といいます)が制定され、米国で事業を行う一定の企業は、実質的所有者情報 (beneficial ownership information、以下「BOI」といいます) を米国財務省金融犯罪捜査網 (The Treasury Department's Financial Crimes Enforcement Network) (以下「FinCEN」といいます) に報告する義務を負うこととなっていました。

その後、米国の複数の裁判所において企業透明性法の合憲性等が争われていたところ、2024 年 12 月 3 日、テキサス州東部地区連邦地方裁判所は、企業透明性法の施行等について、米国全土を対象として仮差止命令 (preliminary injunction) (以下「本命令」といいます) を発出しました³。多くの報告会社 (具体的には、2024 年 1 月 1 日より前に設立等された報告会社) に関する 2025 年 1 月 1 日の報告期限が迫る中で本命令が出されたことを受け、本ニュースレター執筆時点で考えられる影響等についてご紹介いたします。

2. テキサス州東部地区連邦地方裁判所における仮差止命令

2024 年 12 月 3 日、テキサス州東部地区連邦地方裁判所は、企業透明性法は、連邦議会に付与された合衆国憲法上の権限を超えて制定されたものであり、違憲であるとの主張が認められる可能性が高いこと等を理由として、(i)BOI の報告義務を求める下位規則を含め、企業透明性法の施行を全面的に差し止め、また、(ii)企業透明性法の全ての報告義務についてその遵守期限を延期すると判断しました。

本命令は、当該裁判の原告のみならず、当該裁判に関与していない全ての報告会社に適用されるべきものと判断しました。その結果、本命令の効力が継続する間、企業透明性法上の報告会社は、BOI の報告義務や BOI に変更があった場合の当該変更に係る報告義務を負わないことになります。

¹ https://www.nishimura.com/ja/knowledge/newsletters/north_america_231228.

² https://www.nishimura.com/ja/knowledge/newsletters/north_america_241107.

³ *Texas Top Cop Shop, Inc. v. Garland*, No. 4:24-CV-478, 2024 WL 4953814 (E.D. Tex. Dec. 3, 2024).

本命令を受け、米国司法省は、2024 年 12 月 5 日、米国財務省を代理して第 5 巡回区控訴裁判所に控訴状の提出を行いました。今後、控訴審裁判所が本命令の効力を停止又は失効させることも考えられ、この場合には、再度報告会社は企業透明性法に基づく報告義務を負うことになります。

なお、本命令は、企業透明性法が違憲であるという最終的な判断ではありません。また、本命令は、各州において類似の報告義務を定めた州法（例えば、ニューヨーク有限責任会社透明性法等）には特に影響を与えるものではありません。

3. FinCEN の見解

FinCEN は、そのウェブサイトにおいて、大要、(i)本命令を受け、現状、報告会社は BOI を FinCEN に報告することは義務付けられず、また、本命令が有効である間は、FinCEN への報告を行わなかったとしても法的責任を負わないこと、また、(ii)報告会社は引き続き BOI の報告書を任意に提出することは妨げられないことを明確にする旨のアラートを公表しました⁴。

また、FinCEN は、本命令は全米で企業透明性法に関して争われている複数の係争事件の一つであり、バージニア州東部地区・オレゴン州地区の連邦地方裁判所における判断と同様、米国政府としては、引き続き企業透明性法が合衆国憲法に適合していると考えている旨も付言しています。

4. 今後の対応

以上のとおり、本命令を受け、企業透明性法に定める報告会社（かつ、適用除外事由に該当しない会社）は、本ニュースレター執筆時点では企業透明性法に基づく BOI の報告義務を負わないことになりました。しかし、上級審において本命令の効力が停止又は失効した場合等、報告会社が再び報告義務を負うことになる可能性は依然として残っています。

そのため、BOI の報告書の提出が未了である報告会社においては、いったんはその提出を差し控えることは合理的と考えられますが、本命令を受けて BOI の報告書に係る一切の準備・検討を止めるのではなく、上級審の判断等の動向を注視しつつ、再び報告義務が生じた場合に迅速にこれを履行することができるよう準備を進めておくことが慎重と考えられます。

また、既に BOI の報告書を提出した報告会社においては、同様に上級審の判断等の動向を注視し、提出した BOI の報告書の内容に変更がないかについて確認を続けつつ、当該変更に係る報告書の提出を差し控えることも合理的と考えられます。

企業透明性法は、2020 年 12 月、トランプ大統領（当時）が法案に拒否権を行使し、議会の両院が当該拒否権を覆す形で成立した法律です。2025 年から再度トランプ政権が誕生することからも、企業透明性法を取

⁴ <https://www.fincen.gov/boi>.

り巻く状況は不透明と言わざるを得ませんが、報告会社は引き続き米国財務省や FinCEN からの追加情報を注意深く確認することが重要です。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めているいただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com